## 鳥取県告示第433号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

開放倉庫鳥取店

鳥取市安長223

2 変更する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

位置 6の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成21年6月27日

4 変更する理由

現在の駐輪場に駐輪するに際して、自動車通路との交錯が生じ危険性が懸念され、その解消手段として移設する。

5 届出年月日

平成21年6月16日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成21年6月26日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議 所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の 保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知 事に意見書を提出することができる。